

# 構造改革特別区域計画

## 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

北海道余市郡仁木町

## 2 構造改革特別区域の名称

優しい心の仁木町地域福祉輸送特区

## 3 構造改革特別区域の範囲

北海道余市郡仁木町の全域

## 4 構造改革特別区域の特性

仁木町は、北海道西部に位置する人口4,057人（平成17年7月31日現在）の町である。温暖・多湿な気候と自然暴風壁の役目を果たしている東西の山々により、強風の影響を受けにくいなどの恵まれた自然条件を有し、古くから果樹・水稻栽培が盛んな農業中心の町で、南北2.5kmに亘る余市川沿いの平坦地に集落が形成されている。

隣町との交通機関として、3つの駅（無人駅）を配するJR函館本線と、国道5号、道々における路線バスが運行しているが、1日あたり鉄道は16往復、バスは32往復と便数が少なく、また冬季間は積雪及び凍結により乗降場所までの歩行も困難であり、利用者にとって十分な利便性が確保されているとはいえない状況にある。

65歳以上の高齢者人口は1,261人で、高齢化率は31.1%（平成17年7月31日現在）と非常に高く、北海道平均の20.5%を大きく上回っている。また、独居高齢者が211名、高齢夫婦世帯が219世帯となってお

り、高齢者人口の51.5%にあたる649名が高齢者のみの世帯となっている。加えて身体障害者450名、知的障害者233名、精神障害者58名の移動制約者が生活している。高齢者人口、障害者人口ともに増加を続けており、移動に制約を受ける方は増嵩傾向にある。

#### 介護保険サービス利用者

高齢者人口の223人（高齢者人口比17.7%）が要介護（支援）認定を受けており、在宅においては85人（高齢者人口比6.7%）が居宅介護サービスを利用している。高齢者の在宅生活を支える上で重要な役割を果たす通院等の外出支援において、要介護3以上の方については福祉車両での輸送が基本となるが、居宅介護サービス受給者で要支援、要介護1及び要介護2の認定を受けている74人（87.1%）を占める方については全員が福祉車両を必要とする状況ではなく、セダン型の車両による輸送が充分可能と考えられる。

要介護（要支援を含む）認定者数（平成17年7月31日現在） 単位：人

	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
第1号被保険者	36	72	35	25	20	35	223
65～74歳	7	11	4	3	3	3	31
75歳～	29	61	31	22	17	32	192
第2号被保険者	0	0	1	0	0	1	2
総数	36	72	36	25	20	36	225

高齢者人口	1,261	認定第1号被保険者 / 高齢者人口	17.7%
-------	-------	-------------------	-------

居宅介護（居宅支援）サービス受給者数（平成17年7月31日現在） 単位：人

	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
第1号被保険者	21	44	9	4	5	2	85
第2号被保険者	0	0	0	0	0	0	0
総数	21	44	9	4	5	2	85
（再掲）	74 (87.1%)		11 (12.9%)				100.0%

#### 身体障害者

身体障害者手帳の交付を受けている方は450名であり、このうち移動に制約を受ける肢体不自由障害者は268人、視覚障害者は36人を数える。1級の肢体不自由障害者については福祉車両を必要とする方が多いが、多数を占める2級以下の方及び視覚障害者については、セダン型等の一般車両による対応が充分可能である。

身体障害者手帳交付状況

(平成17年7月31日現在)

等級	肢体不自由	視覚	聴覚	内部疾患	音声言語	計
1級	44	8	0	48	0	100
2級	91	15	14	1	0	121
3級	37	4	5	25	0	71
4級	52	3	20	18	1	94
5級	37	4	0	0	0	41
6級	7	2	14	0	0	23
計	268	36	53	92	1	450

知的障害者

町内で2ヶ所の更生施設を運営する社会福祉法人では、利用者が地域で生活するための地域生活援助（グループホーム）及び通所授産施設の設置を積極的に進め、障害者の自立と社会活動への参加促進を推進しており、知的障害者ホームヘルプ対象者は、知的障害者233名のうち45名（19.3%）を数える。

知的障害者は交通法規の理解、安全確認などが的確にできない方が多く、介護者や環境が変わることによってパニックに陥る方も多い。そのため、肢体不自由との重複が無い知的障害者、特に中度以下の方に係る通院や余暇活動への移動介助は、使用車両をセダン型に拡大をし、気心の知れたホームヘルパーの運転する福祉有償運送が求められている。

居住区分別知的障害者数

(平成17年7月31日現在)

区分	施設数	障害区分別入居数				ヘルプ対象者 (再計)
		重度	中度	軽度	計	
入所更生施設	2	160	24	4	188	
グループホーム	4	13	7	6	26	26
在宅	(19)	3	14	2	19	19
合計	25	176	45	12	233	45

精神障害者

精神障害者通院医療費公費負担患者票の交付を受けている方は、平成17年7月31日現在で58名である。引きこもり傾向にある方は、心を許した介護者と一緒に初めて外に出ることが可能となったり、不安感の強い方は、環境の

変化に対応できず公共交通機関の利用ができないなど障害の内容とその対応は多様であるため、輸送サービスの使用車両をセダン型に拡大し、特定のヘルパーの支援により通院や公共施設の利用を増やすことが求められている。

## (2) 公共交通機関の状況

### 路線バス

(株)北海道中央バスが、国道を中心に2経路、札幌市～余市町～仁木町～倶知安町間を1日28往復運行し、仁木町(道々)～赤井川村間は1日4往復の運行をしており、朝夕の通勤通学時間帯を除くとほぼ1時間に2便の運行である。一部に低床車両が使用されているものの、町内を運行する大半のバス及びバス停留所は移動制約者に対応したものとなっていない。

### J R

仁木・然別・銀山の3駅を配するJ R函館本線は、札幌市～仁木町～倶知安町を1日16往復しているが町内の駅舎は全て無人であり、列車を利用するためには、階段の乗降を伴い移動制約者に対応したものになっていない。

### タクシー事業者

町内には、(有)五共ハイヤーがあり、タクシー3台で営業しているが福祉車両の保有はなく、介護タクシー等によるサービスを提供する事業者は、近隣町村にも無い状況である。

## 5 構造改革特別区域計画の意義

仁木町では、少子高齢社会を踏まえ、住民一人ひとりが生活の拠点である住み慣れた地域で、家族や隣近所との温かいきずなをたもちながら、地域のみんなが優しいつながりを持ち、共に支え合うことによって安心した生活を送ることができるよう、社会福祉法第107条に規定する「地域福祉計画」を平成16年3月に策定している。計画では、地域の住民がお互いに支援しあい、適切なサービスが提供される体制を身近な地域において構築し、“安心して暮らせるぬくもりのある福祉社会”の実現を目的としている。

本計画は、この地域福祉計画の一環として、ボランティア輸送における使用車両をセダン型車両に拡大し、移動制約者の多様な移動ニーズへ対応することにより、適切なサービスが提供される輸送体制を構築し、地域福祉の向上と増進に資するものである。

## 6 構造改革特別区域計画の目標

仁木町地域福祉計画の目標のひとつとして、「地域における福祉サービスの適切な利用の推進」を掲げ、制度や種別を超えた総合的な情報提供、相談体制の整備を進め、地域の生活課題や要支援者の適切なサービスの手助けができる仕組みづくりを目指すこととしている。

現在、高齢者、内部障害者（人工透析）の通院送迎、知的障害者の外出等の支援は社会福祉法人及び家族の方が行っている。セダン型車両による移送の実施により、高齢者や障害者など移動制約者の生活の利便性を向上させ、家族の介護負担を軽減できることになる。また、移動制約者のみならず、介護者も地域の行事等に参加することが可能となり、住民とのコミュニケーションが増し、仁木町地域福祉計画の基本理念である「共に支え、共に生きる福祉社会（福祉コミュニティづくり）」の実現につなげるものである。

## 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

ボランティア輸送サービスにおいて、使用車両をセダン型車両に拡大することにより、高齢者や障害者の外出する機会が増え、生きがいや楽しみを持つことができるような地域行事に参加することができるなど、移動手段の拡大が介護予防、社会参加への増加を促し、安心して住み慣れた地域で自立した生活を営み続けることに寄与することが期待される。また、介護者である家族の介護負担の軽減が図られ、就労機会の促進により経済的効果が見込まれる。

## 8 特定事業の名称

1206(1216)

NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業

## 9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

### (1) 外出支援サービス事業

- ・ 対象者～公共交通機関を利用できない65歳以上の高齢者
- ・ 内容～居宅から医療機関や在宅福祉サービス施設への送迎、基本的日常生活に必要な買い物等への送迎援助
- ・ 利用料～無料
- ・ 平成16年度利用者～25人 延べ330回利用

別紙 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

## 別 紙

### 1 特定事業の名称

1206(1216) NPO等によるボランティア輸送としての有償運送  
における使用車両の拡大事業

### 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

運営協議会において認められた、特区内で活動する社会福祉法人、NPO法人、医療法人及び公益法人

### 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画認定日

### 4 特定事業の内容

#### (1) 事業に関与する主体

仁木町内で活動を行なう社会福祉法人、NPO法人、医療法人及び公益法人

#### (2) 事業が行われる区域

出発地又は到着地が仁木町

#### (3) 事業により実現される行為

事業に関与する主体が使用権原を有する車両を用いて、要介護(要支援を含む)認定を受けている方や身体障害者、知的障害者、精神障害者などのうち公共交通機関の利用が困難な移動制約者で、あらかじめ運送主体に登録した会員及びその同伴者に対し、有償での送迎サービスを提供するもの。



## 5 当該規制の特例措置の内容

### (1) 必要性等

平成16年度から規制緩和されたNPO法人等による有償ボランティア輸送では、車両が福祉車両に限定されている。車イス等を使用しない移動制約者に対する移動サービスはセダン型車両でも充分対応が可能である。そこで、ボランティア輸送使用車両をセダン型等の一般自家用車に拡大をすることによって、高齢者等の通院及び障害者の通院・社会参加が希望する日に自由にできるよう対応を改善していく。

### (2) 仁木町福祉有償運送等運営協議会の設置

有償ボランティア輸送事業の円滑な実施のために、関係機関による仁木町福祉有償運送等運営協議会（以下「運営協議会」という。）の設置（平成17年6月28日仁木町告示）を行い、運営協議会の事務局を、仁木町保健福祉課及び企画課に置くものとした。

運営協議会は、仁木町が主宰し、構成員は次の者とした。

- ・ 町長又はその指名する職員
- ・ 運輸支局長又はその指名する職員
- ・ 地域の住民の代表
- ・ 地域のボランティア団体の代表
- ・ 公共交通に関する学識経験者
- ・ 有償運送の利用者の代表
- ・ 関係交通機関及び運転者の代表

#### 苦情処理

苦情処理の窓口を運営協議会事務局に設ける。事務局は、必要に応じて臨時に運営協議会を開催し、苦情内容を報告する。

### (3) 運送主体

仁木町内で活動する社会福祉法人、NPO法人（保健、医療又は福祉の増進を図ることや活動を行なうことを主たる目的とするものに限る。）医療法人及び公益法人で、運営協議会の決議を経て道路運送法第80条第1項の許可を受けた事業者とする。

### 運送の対象者

運送の対象者は、次の条件のいずれかに該当し、運営協議会において認められたものとする。

- ・ 介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第3項に規定する「要介護者」及び第4項に規定する「要支援者」
- ・ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する「身体障害者」
- ・ その他肢体不自由、内部障害（人工血液透析を受けている場合を含む。）精神障害、知的障害等により単独での移動が困難な者であって、単独では公共交通機関を利用することが困難な者

### 対象者の管理

運送主体では、会員の氏名、住所、年齢、要介護認定等の対象者となる証明書類の写し、その他必要な事項を記入した会員登録簿を作成し、適切に管理する。

### 苦情処理

運送主体では、利用者の苦情処理について会員登録時に説明し対応する。

## (4) 使用車両

使用する車両は、運送主体が使用権原を有しているものとし、外部から見やすいように車体側面に有償運送の許可を受けた車両である旨、次のように表示する。

- ・ 氏名、名称又は記号
- ・ 「有償運送車両」又は「80条許可車両」の文字
- ・ 文字はステッカー、マグネットシート又はペンキ等による横書きとし自動車の両側面に行うこと。また、文字の大きさは縦横50ミリメートル以上とする。

また、運転者等から提供される自家用自動車を使用するときは、次の事項に適合するものとする。

- ・ 運送主体と自家用自動車を提供し当該輸送に携わる者との間に当該車両の使用にかかる契約が締結され、当該契約の内容を証する書面が作成されていること。
- ・ 当該契約において、有償運送の管理及び運営、特に事故発生、苦情等へ

の対応について運送主体が責任を負うことが明確化されていること。

- ・ 利用者に対し、事故発生、苦情等の対応に係る運送主体の責任者及び連絡先が明瞭に表示されていること。

#### (5) 運転者

普通第二種免許を有することを基本とするが、運営協議会において次の事項について検討し、十分な能力及び経験を有していると認められた場合は、これによらないことができる。

- ・ 申請日前2年間運転免許停止以上の処分を受けていないこと。
- ・ 北海道公安委員会等が実施する実車の運転を伴う特定任意講習等の講習を受講した者であること。
- ・ 社団法人全国乗用自動車連合会等が実施するケア輸送サービス従事者研修を修了した者であること。
- ・ 移送サービス運営マニュアル編集委員会が発行するテキスト等に基づき運送主体が自主的に行なう福祉輸送に関する研修を修了した者であること。
- ・ その他移動制約者の輸送の安全の確保に関し必要な知識又は経験を有する者であること。

#### (6) 損害賠償措置

運送に使用する車両総てについて、対人8,000万円以上及び対物200万円以上の任意保険若しくは共済（搭乗者傷害を対象に含むものに限る）に加入していること。

#### (7) 運送の対価

運送の対価については、一般乗用旅客自動車運送事業及び地域の公共交通機関の状況等の地域特性を勘案しつつ、営利に至らない範囲において設定するものとする。上限については、一般乗用旅客自動車運送事業の概ね1/2とする。

#### (8) 運営管理体制

運行管理、指揮命令、運転者に対する監督及び指導、事故発生時の対応並びに苦情処理にかかる体制その他の安全の確保及び旅客の利便の確保に関

する体制が明確に整備されていること。

(9) 法令遵守

運送主体が、道路運送法第7条の欠格事由に該当するものでないこと。